

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

里庄町は、岡山県南西部に位置する面積12.23平方キロメートルの町である。

町の中心を国道2号やJR山陽本線が通り、交通条件に恵まれることから、特に高度経済成長期に工場立地が進み、現在も製造業を中心とした産業集積がなされている。平成26年経済センサス活動調査によると、年間の製品出荷額は2,438億円であり、県下第5位となっている。

人口は平成2年に1万人を超え、その後20年間にわたり1万人代で維持しており、近年では1万1千人前後で推移している。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計によると、平成47年には1万人を割り込む9,853人となり、以後、人口減少が続くものと予想されている。

町内の中小企業数は減少傾向にあり、経済センサス活動調査によると町内の企業数は平成21年には315社であったが、平成24年には284社、平成27年には252社となっており、減少に歯止めが効かない状況となっている。今後も人口減少による人手不足、経営者の高齢化による事業承継の問題等により、より一層厳しい状況となることが見込まれる。

これまでも、町独自の取り組みとして、設備の近代化に係る制度融資に対し利子補給を行う里庄町中小企業設備資金利子補給制度や、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金といった中小企業への独自支援施策を講じてきたが、生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した産業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、現在の人手不足及び今後迎える人口減少社会に対応した新たな生産体制を構築しつつ、より高い付加価値の創出を目指す必要がある。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

里庄町の産業は、製造業を始め、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が里庄町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

里庄町の産業は、町内各所において広域的に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、里庄町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

里庄町の産業は、製造業を始め、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。